

# 利 用 上 の 注 意

1 県民経済計算は、内閣府経済社会総合研究所が示した「県民経済計算推計方法ガイドライン（2015年（平成27年）基準版）」に基づき推計した結果を掲載したものです。

2 令和3年度以前の計数については、推計方法の変更や新しい統計結果等により遡及改定しており、過去の公表値と異なる場合があります。令和3年度以前の計数を使用するときは、本書掲載のものを利用してください。

また、本書において提供する計数は、平成23年度以降の計数（2015年（平成27年）基準）となりますが、平成22年度以前の計数に関する御照会には以下のとおりの計数を提供いたします。

- （1）平成18年度から平成22年度まで：2008SNAによる平成23年基準の計数
- （2）平成13年度から平成17年度まで：旧体系（93SNA）による平成17年基準の計数
- （3）平成8年度から平成12年度まで：旧体系（93SNA）による平成12年基準の計数
- （4）平成2年度から平成7年度まで：旧体系（93SNA）による平成7年基準の計数
- （5）平成元年度以前：旧体系（68SNA）による計数

※ 下記項目の計数は、平成2年度以降のみとなります。

ただし、Ⅳ 付表 6 は、平成17年基準までとなります。

- Ⅱ 基本勘定
  - 1 統合勘定
  - （2）県民可処分所得と使用勘定
  - （3）資本調達勘定
  - （4）県外勘定

- 2 制度部門別所得支出勘定（家計を除く）

- 3 制度部門別資本調達勘定

Ⅳ 付表

- 1 一般政府の部門別所得支出取引

- 2 社会保障負担の明細表

- 3 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）

- 6 家計の最終消費支出の構成（形態別）

3 実質値は、平成27暦年を参照年（デフレーター＝100となる年）とする連鎖方式により推計しています。

4 「国民経済計算」における国の計数については、令和4年度確報（令和5年12月公表）を使用しています。

5 「県民所得」は、県民雇用者報酬、財産所得（非企業部門（一般政府（地方政府等）、家計、対家計民間非営利団体）の財産所得の純受取）、企業所得（企業の財産所得の純受取を含む）を合計したものです。

「一人当たり県民所得」は、県民所得を県の総人口で割ったもので、個人の所得水準を表す指標ではありません。

- 1 県民経済計算の記号の用法は、次のとおりです。

「0、0.0」 表章単位に満たないもの

「－」 負数

「--」 該当数字がないもの

- 2 統計表において、四捨五入の関係により、合計項目の計数と各構成項目の計数の合計値が一致しない場合があります。また、連鎖方式により推計を行った実質値については、加法整合性が成立しないため、総数と内訳の合計は一致しません。

- 3 統計表の増加率は、次式により算出しました。

$$(X_1 / X_0 - 1) \times (X_0 \text{の符号}) \times 100 \quad [X_1 : \text{当年の計数、} X_0 : \text{前年の計数}]$$

これにより、マイナスからプラスに転じた場合及びマイナス幅が縮小した場合の増加率の符号は、プラスで表示されます。

- 4 統計表中の対年度増加率、構成比、増加寄与度は、千円単位の実数をもとに算出していますので、統計表の数値（100万円単位）で算出したものと一致しない場合があります。